

東京都北区立滝野川第四小学校

P T A 規約

滝野川第四小学校 P T A 個人情報取扱い規約

東京都北区立滝野川第四小学校PTA規約

第一章 名 称

第一条 この会は、東京都北区立滝野川第四小学校PTA（保護者と教職員（会））といい、事務局及び所在地を当校内に置く。

第二章 目 的

第二条 この会は、保護者と教職員とが協力して家庭、学校、社会における児童の健全な成長と幸福とを図るとともに、会員相互の親睦ならびに教養を高めることを目的とする。

第三章 方 針

第三条 この会は教養を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 一、特定の政党宗派にかたよることなく、また他のいかなる団体、機関の支配や干渉を受けない。
- 二、この会、またはこの会の役員の名で、どんな営利的企業をも支持しないし、また公私を問はず他のどんな職務の候補者をも推薦しない。
- 三、児童青少年の福祉増進のため活動する他の団体及び機関と協力する。
- 四、この会は、学校教育の諸問題について検討し、またその活動を助けるために意見を具申し参考資料を提供するが、直接に学校の管理運営や人事に干渉しない。
- 五、この会は、国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するために努力する。

第四章 会 員

第四条 この会の会員は次のとおりとする。

- 一、滝野川第四小学校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者。
- 二、本校に勤務する教職員。

第五条 この会の会員は会費を納入するものとする。特別の事情のある者は校長、PTA会長の協議の上免除することができる。

第六条 会員はすべて第二章の目的をめざし第三章の方針に従って活動する義務と権利がある。

第五章 経 理

第七条 この会の経費は総会で決められた会費及びその他の収入によってまかなわれる。

第八条 この会の支出予算は予算委員会をもって提案され、総会の議決をもって決定する。

第九条 この会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

第六章 役 員

第十条 この会に次の役員をおく。

- 会 長 一名（保護者）
副会長 三名以上（保護者二以上、教職員一）
会 計 三名（保護者二、教職員一）
書 記 三名（保護者二、教職員一）
- 第十一条 役員の任務は次の通りとする。

- 一、会長は、この会を代表し会務を統轄する。また総会、委員総会、運営委員会を召集し、運営委員会の議長となる。
- 二、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 三、会計は、総会が決定した予算に基づいて会計事務を処理し、またPTA財産を管理する。
- 四、書記は、この会の活動に関する重要な事項を記録保管し、会議の通知その他の庶務を行う。

第十二条 役員は選考委員会を除いたすべての会合に出席して意見をのべるこ
とができるが、他の役職を兼ねることができない。

第七章 会計監査委員

第十三条 この会に三名の会計監査委員（保護者二・教職員一）をおく。

会計監査委員は、必要に応じいつでも会計を監査し、その結果を総会の席上で報告しなければならない。

第十四条 会計監査委員は、選考委員会を除いてすべての会合に出席し意見をのべることができるが、他の役職を兼ねることができない。

第八章 役員及び会計監査委員の選出ならびに任期

第十五条 役員と会計監査委員の選任は、総会の承認を受けなければならない。

第十六条 役員と会計監査委員の選出については、細則に別に定める。

第十七条 会長に欠員を生じたときは、副会長の中から委員総会の承認を得て補充する。

第十八条 役員と会計監査委員の任期は一年間とするも再任をさまたげないが、同役職の任期は継続で最長三年間とする。

なお、役職の変更があつた場合はその限りではない。

ただし、欠員を生じ補充したときは前任者の残任期間とし、承認は前条に準ずる。

第九章 顧問及び相談役

第十九条 この会は総会において推薦された顧問及び相談役をおくことができる。

第二十条 顧問及び相談役の任期は、一年間とするも再任をさまたげない。ただし、相談役の任期は三年間を限度とする。

第十章 総 会

第二十一条 総会は全会員をもつて構成されたこの会の最高議決機関で、議長は出席者の中から選出される。

第二十二条 総会は委任状を含め、会員の三分の一以上の出席によって成立し、その議事は出席者の過半数の賛成を得なければ議決することができない。

第二十三条 総会は定期総会と臨時総会に分ける。

一、定期総会

イ、四月総会

年間活動の経過報告、収支決算の承認、会計監査の報告、役員及び会計監査委員の紹介、年度活動計画ならびに年度予算、その他必要事項の審議決定。

ロ、三月総会

次年度役員並びに会計監査委員の承認、その他必要な事項の審議決定。

二、臨時総会

運営委員会が必要と認めたとき、または会員の十分の一以上の要求があつたときは速やかに開かなければならない。

三、総会の決議は、定期総会・臨時総会共に、次のいずれかの方法に基づく。

イ、招集による決議

ロ、書面による決議

第十一章 委員総会

第二十四条 委員総会は役員と全委員をもつて構成され、総会に次ぐ議決機関である。

第二十五条 委員総会は会務に重要かつ緊急を要する事項を総会に代わつて審議決定する。議決した事項は次の総会に報告しなければならない。

第二十六条 委員総会は構成員の二分の一以上の出席者によって成立し、議事は出席者の過半数の賛成で議決する。

ただし、議長と開催要求は総会の定めを準用する。

第十二章 役員会

第二十七条 役員会は全役員をもつて構成し、総会、委員総会で定められた事項を執行する機関で、会務執行に必要があるとき会長が召集する。

第十三章 運営委員会

第二十八条 運営委員会は役員、各学年代表、各地区代表、正副各委員長ならびに学校長をもって構成され、構成員の二分の一以上の出席者によって成立する。

議事は出席者の過半数で議決する。

第二十九条 運営委員会は、この会の運営を円滑にするため各種委員会の計画を総合的に協議決定する調整機関で、原則として年五回これを開く。

第三十条 運営委員会は役員会が必要と認めるとき、または構成員の五分の一以上の要求があつたときは臨時に開かなければならない。

第三十一条 運営委員の兼任は認めない。ただし予算委員との兼任はさまたげない。

第十四章 常置委員会

第三十二条 この会の活動に必要な事項について分担して調査、研究、立案し、運営委員会の協議調整を経て実行する機関として、広報委員会、学年厚生委員会・地区委員会をおく。

第三十三条 常置委員会の構成、任務、委員の選出については細則に定める。

第十五章 臨時委員会

第三十四条 運営委員会が必要と認めるとき、臨時に委員会を設けることができるが、任務が終了したとき解散する。

ただし臨時委員は他の役職のものが兼任することをさまたげない。

第十六章 校長

第三十五条 校長は各種の委員会に出席して意見をのべることができる。

第十七章 付 則

一、この規約は総会出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。また、必要の時その改正案は会の五日前までに全会員に知らせておかなければならない。

二、この規約は昭和四十八年四月一日から実施する。

三、この規約は平成九年四月一日に改正する。

四、この規約は平成二十五年四月一日に改訂する。

五、この規約は平成二十八年四月一日に改訂する。

六、この規約は平成三十年六月八日に改訂する。

七、この規約は平成三十一年四月一日に改訂する。

八、この規約は令和二年二月二十一日に改訂する。

九、この規約は令和二年五月七日に改訂する。

細 則

第一条 選考委員会の構成と任務は次のとおりとする。

一、役員と会計監査委員候補者を選出するため選考委員会をおき次のように構成する。

イ・保護者の中から互選により各学級から一名。

ロ・教職員の中から互選により二名。

二、選出された選考委員会の氏名は全会員に通知する。

三、選考委員は学年ごとに会員の意見を聞き、あるいは会員より推薦された候補者を参考として委員会に出席し、良識にもとづいて候補者を選出する。

四、選考委員会は、四月をもって発足し、十月より役員及び会計監査委員の候補者を選出する。

五、選考委員が最終的な役員及び会計監査委員の候補者に推薦を決定されたときは、選考委員を辞任するものとする。

この場合委員の補充はしないものとする。

六、選考委員会は候補者が決定したら、その氏名を総会の三日前までに全会員に知らせなければならない。

七、選考委員会はその任務を終了したとき解散する。

第二条 常置委員会の構成と任務は次のとおりとする。

一、委員の選出

(一) 学級ごとに会員の互選により、次の委員を選出する。

- イ．広報委員会に各学級から一名。
- ロ．学年厚生委員会に各学級から二名。
- ハ．その他全会員を協力委員とする。
- (二) 地区委員会には各地区ごとに地区会員の互選により、地区代表委員一名、副地区代表委員若干名を二月中に選出する。
- (三) 各委員会は委員長一名、副委員長二名を、構成委員の互選により選出する。
- ただし、地区委員会については正副それぞれ一名とする。
- (四) 教職員はいずれかの常置委員会に所属する。
- 二、広報委員会
 - ・ 広報紙を発行し、PTA活動の連絡、啓発、情報の収集・伝達、学校及び児童の近況、地域の現況、会員相互の意見の交換などの広報活動にたずさわる。
- 三、学年厚生委員会
 - ・ 児童の学校生活の基礎となる健康維持について協力するとともに、会員の健康、福祉などの向上のために努める。
 - ・ 会員相互の連絡と親睦をはかり、教養を高めるための講習会、見学会など諸集会を計画し、会員が社会人として共に学び成長しあうための活動をする。
 - ・ 学年、学級における児童への教育効果を高めるため学校教育、家庭教育、児童の生活指導、教材教具の充実促進、教師の教育的提案など、どんなことでも話し合い、それらを解決するために努める。
- (一) 各学年の学年厚生委員の中から、学年ごとに学年代表一名、副学年代表一名を選出する。
- (二) 全学年に共通する問題について連絡調整するため、各学年の正副学年代表が必要に応じて連絡会をもつ。
- (三) 各学級の会員及び委員は、必要に応じて学級会を開き学級活動の向上をはかる。
- (四) 各学級ごとと学年厚生委員の互選により学級代表一名を選び、学級のPTA活動の責任者となる。

四、地区委員会

- (一) 自治団体の地域に準じ、親交会地区、睦会地区、二丁目地区、三丁目地区、東田端自治会地区、町和会地区の六地区に分け、それぞれの地区委員会をおく。
- (二) それぞれの地区委員会は、正副地区代表委員とその地域の班長をもつて構成される。
- (三) それぞれの地区委員会は、児童の校外における諸生活に気を配り、地域の教育環境の改善のため次の活動をする。
 - イ．集団登校の交通事故防止のための交通当番表の作成
 - ロ．地区緊急連絡体制の構築
 - ハ．地区活動の推進（レクリエーションなど）
 - ニ．通学路、集合場所や登校班組織の検討
 - ホ．地域諸団体との協力
 - ヘ．地区懇談会、班長会の推進
 - ト．その他必要な活動
- 五、諸活動の報告
 - 各委員会の活動は、口頭及び文書をもって運営委員会で報告する。

第三条 予算委員会

- 一、予算委員会は、この会の予算案策定のため、必要な会員をもって会長が指名する。
- 二、予算委員会は、各常置委員会の活動計画の立案と平行して開き、予算案の原案を作成する。

第四条 細則の変更

- この細則の変更は委員総会の承認を得るものとする。

付 則

- 一、この細則は昭和四十八年四月一日より実施する。

- 二、この細則は昭和五十四年一月十一日より一部改正。
- 三、この細則は昭和五十八年四月一日より一部改正。
- 四、この細則は平成九年四月一日より一部改正。
- 五、この細則は平成十五年四月一日より一部改正。
- 六、この細則は平成十七年四月一日より一部改正。
- 七、この細則は平成十八年四月一日より一部改正。
- 八、この細則は平成二十八年四月一日より一部改正。
- 九、この細則は平成三十年四月一日より一部改正。

東京都北区立滝野川第四小学校PTA慶弔規程

この会の慶弔に関する規定を左のとおりとする。

- 一、教職員転退職の場合（事務職員も含む） 金参千円
- 二、教職員結婚の場合 金五千円
- 三、教職員出産の場合（配偶者も含む） 金五千円
- 四、児童卒業の場合（一名につき） 記念品
- 五、死亡の場合
 1. 児童 金壹万円
 2. 会員 金壹万円
 3. 教職員 金壹万円
 4. 教職員の家族（扶養の義務のあるもの） 金五千円
 5. PTA顧問 金参千円

付 則

1. この規定は特別の事情がある時は、役員会で協議し決定する。
2. 用務・給食主事は二分の一とする
3. この慶弔規定は委員総会において出席者の二分の一以上の賛成がなければ改廃することができない。

改正案は少なくとも委員総会が開かれる五日前までに各構成員に知らせておかなければならない。

4. 改廃の結果は次期総会において報告しなければならない。
5. 右規定は昭和四十八年四月一日より適用するものとする。
6. 右規定は昭和五十四年一月十一日より一部改正。
7. 右規定は平成二年四月一日より一部改正。
8. 右規定は平成十五年四月一日より一部改正。
9. 右規定は平成二十六年四月一日より一部改正。
9. 右規定は平成二十八年四月一日より一部改正。

東京都北区立滝野川第四小学校PTA表彰規定

- 一、この会の活動に特に功績のあった会員に対して委員総会にはかり、記念品・感謝状を贈る。
- 二、善行、他の範となる行為のあった児童に対し、賞状・記念品を贈る。
- 三、その他必要と認めた場合は委員総会で協議決定する。
- 四、右規定は昭和四十八年四月一日より適用するものとする。

滝野川第四小学校PTA個人情報取扱規約

滝野川第四小学校PTA 個人情報取扱いに関する基本方針

滝野川第四小学校PTA（以下「本会」という。）は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会において取得・保持する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとします。

そして、本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、本会において取得・保持する個人情報についてはその利用目的を明示して取得・保持し、その取扱方法については、適宜の方法で会員に周知します。

また、本会が取得・保持している個人情報について、当該個人から開示請求があった場合には本会において誠実に対応するとともに、その訂正・削除の要請があった場合も本会において適切に対応するものとします。

滝野川第四小学校PTA 個人情報取扱い方法

（目的）

第1条 この個人情報取扱方法は、滝野川第四小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

（指針）

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

（利用目的）

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

(個人情報取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA会長宛に書面で提出された次の事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 電話番号

(3) 住所等その他必要とするもので同意を得た事項

2 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

(同意の取り消し)

第6条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

2 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることによってこれに替える。

(管理)

第7条 個人情報は、本会役員が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(保管)

第8条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

(第三者提供の制限)

第9条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であつ

て、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第10条 個人情報(第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供年月日
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第11条 第三者(第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名/住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(秘密保持義務)

第12条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第13条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第14条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

(苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則

この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。取扱方法を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

平成三十年六月八日滝野川第四小学校PTA総会決定 同日施行